

郡山市工業用水道関連設備導入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市工業用水道事業（以下「工水事業」という。）の廃止による上水道事業への切替えに伴う水質変更に対応するため、新たな設備（以下「設備」という。）の導入等を行う必要がある工水事業の契約企業（以下「契約企業」という。）の負担の軽減を図るとともに、持続的な生産活動を支援することを目的に、契約企業に対し、設備の導入等に要する経費（以下「設備導入等経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) この要綱の施行の日における契約企業

(2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする契約企業は、当該申請を行おうとする会計年度の3月末日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 支出内訳書（第2号様式）

(2) 同意書兼誓約書（第3号様式）

(3) 役員等一覧（第4号様式）

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 第1項の申請をする者は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額を減額して交付申請するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第7条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同一の期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が50万円以上のものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額	補助対象期間
設備導入等経費	・ 水質変更に対応するために必要な純水装置の新設に係る経費 ・ 既存の純水装置の撤去に係る経費	・ 補助対象経費の4分の3以内で予算の範囲内で定める額。ただし、1契約企業当たり、1,000万円を上限とする。 ・ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
氏名
(団体にあつては団体名
及び代表者氏名)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

次の事業について、補助金等の交付を受けたいので、郡山市工業用水道関連設備導入等補助金交付要綱第 4 条の規定により申請します。

補助事業等の名称	郡山市工業用水道関連設備導入等補助金			
施行場所				
総事業費	円			
補助金等交付申請額	円			
事業の目的				
事業の内容				
着手、完了年月日	着手		完了	
添付書類	(1) 支出内訳書（第 2 号様式） (2) 同意書兼誓約書（第 3 号様式） (3) 役員等一覧（第 4 号様式）			
摘要				

支出内訳書

1 支出内訳

契約日	補助対象経費（円）（税抜）	確認書類 No. （請求書、領収書）
合計	㉠	

※ 消費税及び地方消費税額が不明の場合は、1.1で割戻した金額としてください。

※ 以下の書類を添付してください。

工事請負契約書等の写し

設備導入等の状況を示す写真（施行前・施行中・施行後）

補助対象経費の内訳及び支払いが確認できる書類

2 補助金交付申請額

補助対象経費合計（円） ㉠ × 補助率 75%	補助金交付申請額（円） ※千円未満切り捨て、上限 1,000 万円
円	円

3 補助金振込口座

(1) 金融機関名（金融機関コード）	
(2) 支店名（支店コード）	
(3) 預金種別	
(4) 口座番号	
(5) 口座名義（フリガナ）	

※ 上記内容が確認できる通帳の写しを添付してください。

同意書兼誓約書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 所在地
又は住所 _____

(フリガナ)
法人名 _____

(フリガナ)
代表者氏名 _____

電話番号 _____

郡山市工業用水道関連設備導入等補助金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取り消しに同意し、交付された補助金がある場合は返還することを誓約します。

記

【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況(税目・税額・申告の有無等)の照会に関すること。

(確認税目)

個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

【誓約事項】

郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

役員等一覧

[illegible]

※ この情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、この補助金交付事務以外の目的には使用しません。